

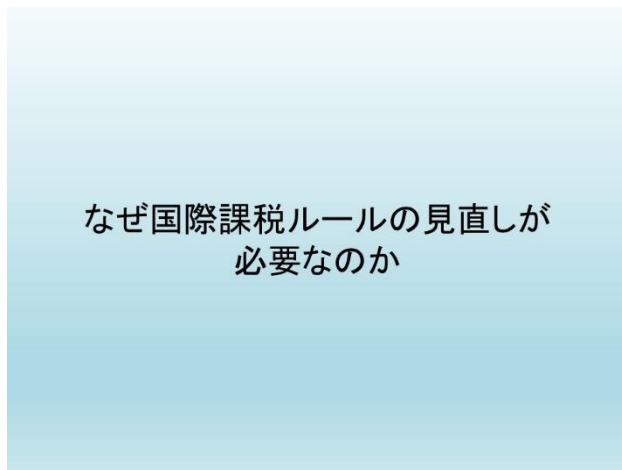
倉田奨励金人文・社会科学研究部門受領者による研究発表

## 発表1：グローバル化とデジタル化がもたらす国際課税ルールの変容にみる市場、国家、市民社会の将来像に関する研究

諸富 徹 氏

京都大学大学院 経済学研究科 教授

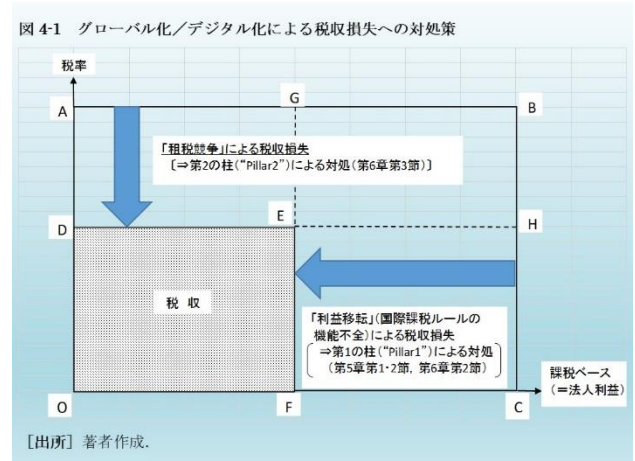
この研究がどういふもので、どのようなことを明らかにしてきたのかということをお伝えしたいと思います。



この研究は、端的にいいますと法人税の研究です。その中でもとくに、国際課税と呼ばれている分野の研究です。特殊な研究のような気がしますが、近年メディアでも非常によく取り上げられたテーマでもあります。いわゆるデジタル課税という言葉や、租税回避という言葉、あるいはタックスヘイブンという言葉であれば、皆様も耳にされたのではないかと思います。経済のグローバル化とデジタル化により、企業の活動が国際的に展開していく中で、税金をどのように払うのか、あるいは国家の側からすると、どういう形で税金を企業から徴収するのかということを通じて、さまざまな課題が生まれています。

図に示しているのは、いま述べた点における、企業、とりわけ多国籍企業と国家のせめぎ合いが起きている領域でもあります。ご覧いただいている図の、下向きの矢印の図ですが、これは「租税競争」という力学が働いていること

を表しています。以前は、企業が本社立地国に工場もオフィスも置くというのが当然だったのですが、経済がグローバル化して企業の活動が国際展開するようになり、立地を決める要因の一つに、税負担の高低が入ってきています。



その中で、逆に国家の側からは、いかに企業を誘致するかを巡って、税金をいかに低くして条件をよくするかということが課題になってきます。この競争が国同士で非常に激しくなると、税率をどんどん低くしていく、法人税率をどんどん下げていくということになり、これはいわゆる「租税競争」といわれる現象になります。しかし、これをやり過ぎると各国とも税収不足に陥り、さまざまな問題が起こります。これが一つの問題です。

もう一つは、右側から左側に伸びている矢印の問題ですが、これは学術用語では「利益移転」といいます。いわゆるタックスヘイブンとして近年、よく耳目を集める形で取り上げられている問題です。これは、「稼いだ利益」をタックスヘイブンといわれるほとんど無税地に移転することによ

り、税負担を免れていくものです。  
 経済のデジタル化が進むにつれて、国境を越えて、いわばパソコン上でクリック一つで簡単にお金を移せるようになりました。国境を越えてタックスヘイブンにお金を移すことを通じて、課税を免れることができるのです。こうした現象が普遍的になったために国家がえられる税収が減少していく、そういう現象です。



これにどう対処するかということが、ここ 10 年来、国際課税上の中心テーマであり続けてきました。議論の末、2021年10月に国際合意に達したのが、OECD（経済協力開発機構）が提案した新しいルール、「第1の柱」、および「第2の柱」です。

第1の柱は、デジタル課税と呼ばれるテーマを取り扱っています。スライドにステップ（a）、ステップ（b）、ステップ（c）、ステップ（d）と書いてありますが、要は多国籍企業の全利益をまずつかみ、その上で、その利益に対して各国ごとに利益課税を行うことで、税収を国際的に配分していくルールを作ったのです。

この短い時間でこのルールの革命的な意味をお伝えするのは難しいのですが、実は現行の国際課税ルールは戦前、具体的には1920年代の国際連盟時代に作られたルールであること、それから、新しく作られたルールはこれを改革するもので、100年ぶりの大改革であることをお伝えしたいと思います。

これまで、各国ごとにそれぞれのテリトリーの中で発生した多国籍企業利益にボトムアップ的に課税してきたので

すが、新ルールでは、まず多国籍企業のグローバル利益というものを確定し、次にそれに各国が課税するルールを定め、結果として各国で税収を配分していくという、トップダウン型のスタイルに変わることになりました。

### 第1の柱

図 5-1 OECD デジタル課税提案における課税権の配分

ステップ(a)	多国籍企業のグローバル利益				
ステップ(b) 課税利益A	非通常利益（残余利益）			通常利益	
ステップ(c) 課税利益B	「マーケティング無形資産」による利益貢献分		「営業無形資産」による利益貢献分		
ステップ(d) 課税利益C	A 国	B 国	C 国	D 国	E 国

【出所】 著者作成。

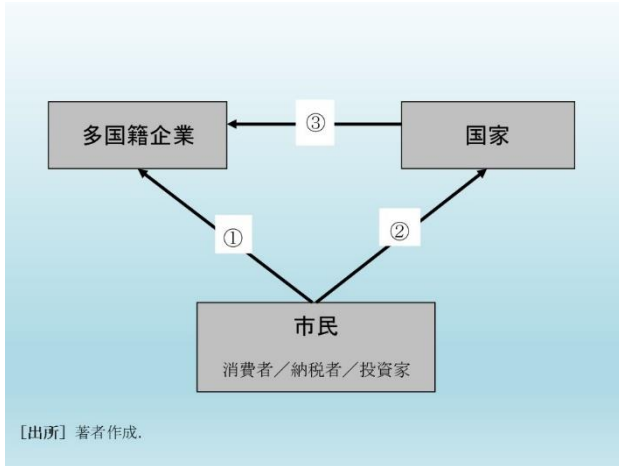
### 第2の柱

- 「グローバル税源浸食(Global Base Erosion: GloBE)」は、多国籍課税の利益に対して、以下のルールで15%の最低税率を課す
  - a) 所得合算ルール(income inclusion rule): 外国子会社や海外支店の所得に適用される実効税率が最低税率未満であれば、課税を行うべき
  - b) 過少課税支払ルール(undertaxed payments rule): もし、関連者への課税支払いが最低税率以上となっていない場合、控除否認もしくは子会社の立地国(源泉地国)での課税を実施
  - c) スイッチオーバールール(switch-over rule): PEに帰属する利益や(PEを構成しない)不動産から引き出される利益が最低税率未満でしか課税されていない場合、居住地国に対し免除方式から税額控除方式への移行を容認
  - d) 課税対象ルール(subject to tax rule): 関連者への課税支払が最低税率に満たない場合、特定の所得項目に関して租税条約上の特典を調整したり、子会社の立地国での源泉課税その他の課税を行うことで、過少課税支払ルールを補完

もう一つ、先ほどお話しした「租税競争」にどのようにストップをかけ、適切に課税していくかという点では、グローバルに15%という共通最低税率を設けることになりました。これは、アメリカでバイデン政権が非常に強力に後押ししてきたテーマでもあります。これも恐らく非常に画期的だと言えます。というのも、税率の決定権限は国家主権のもっとも中核的な要素だといえるからです。税率は15%であって、それ以下であってはいけないというこのルールは、各国の課税主権に制限を加えることになり、国家主権を一部、取り上げることを意味します。そのため、アイランドをはじめ15%以下で課税することで多国籍企業を誘致してきた国々は、この決定に対して大きく反発をしました。これはこれまでの国家主権のあり方についての大きな変更を意味します。



ます。現状では、民主主義は国家のテリトリーを越えられていないわけです。そうすると、グローバルな権力というものが暴走しないように、民主主義が、巨大化したグローバルな国家権力をコントロールするには、どうすればよいかという問題が新たに出てきます。



最後に象徴的な絵をお示しますが、これは、どうやって市民が多国籍企業と国家をコントロールすべきかというテーマを取り扱っています。本研究では、これは残された課題ということになりますが、今後取り組むべき課題として提起させていただきます。

以上、倉田奨励金で私が行わせて頂いた研究成果のエッセンスを報告いたしました。ありがとうございました。